

令和8年4月分

令和8年5月29日発行

ハローワークたてやま

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

4 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和8年1月～令和8年3月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和7年3月～令和7年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

館山公共職業安定所 〒294-0047 館山市八幡815-2
TEL 0470-22-2236
FAX 0470-22-2241

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク館山
2026年04月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限					上限	下限		
1,050	770	1.36	305,273	231,899	220,053	職 業 計	1,080	611	1.77	1,330	1,229	1,163
4	2	2.00	420,700	321,500	0	A管理的職業従事者	0	3	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	01 管理的公務員	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	02 法人・団体役員	0	1	-	0	0	0
4	1	4.00	420,700	321,500	0	03 法人・団体管理職員	0	1	-	0	0	0
0	1	-	0	0	0	04 その他の管理的職業従事者	0	1	-	0	0	0
283	96	2.95	314,224	236,574	264,000	B専門的・技術的職業従事者	102	66	1.55	1,544	1,418	1,239
0	0	-	0	0	0	05 研究者	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	06 農林水産技術者	0	1	-	0	0	800
1	1	1.00	350,000	250,000	0	07 製造技術者(開発)	0	0	-	0	0	0
7	6	1.17	320,000	200,000	226,667	08 製造技術者(開発を除く)	1	4	0.25	0	0	1,050
18	7	2.57	445,714	300,000	250,000	09 建築・土木・測量技術者	0	0	-	0	0	0
5	6	0.83	0	0	250,000	10 情報処理・通信技術者	0	1	-	0	0	0
3	0	-	0	0	0	11 その他の技術者	0	0	-	0	0	0
8	1	8.00	350,675	270,863	0	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	4	2	2.00	1,900	1,900	0
93	22	4.23	292,561	234,479	282,000	13 保健師、助産師、看護師	35	18	1.94	1,600	1,382	1,413
43	5	8.60	333,611	225,478	265,000	14 医療技術者	22	2	11.00	1,625	1,517	0
10	2	5.00	260,698	205,362	350,000	15 その他の保健医療従事者	3	5	0.60	1,380	1,380	1,500
84	26	3.23	294,793	224,269	230,000	16 社会福祉専門職業従事者	28	24	1.17	1,396	1,288	1,140
0	0	-	0	0	0	17 法務従事者	0	0	-	0	0	0
0	1	-	0	0	0	18 経営・金融・保険専門職業従事者	0	0	-	0	0	0
6	6	1.00	300,000	240,000	300,000	19 教員	6	5	1.20	1,300	1,300	1,500
0	1	-	0	0	0	20 宗教家	0	0	-	0	0	0
0	3	-	0	0	0	21 著述家、記者、編集者	0	0	-	0	0	0
1	7	0.14	0	0	250,000	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1	4	0.25	0	0	0
0	0	-	0	0	0	23 音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
4	2	2.00	211,600	211,600	0	24 その他の専門的職業従事者	2	0	-	1,557	1,497	0
90	182	0.49	244,096	212,886	208,542	C事務従事者	46	98	0.47	1,263	1,201	1,147
65	154	0.42	228,662	205,841	207,174	25 一般事務従事者	24	87	0.28	1,246	1,192	1,157
12	12	1.00	339,000	253,675	300,000	26 会計事務従事者	12	6	2.00	1,200	1,200	1,115
5	3	1.67	241,000	201,250	0	27 生産関連事務従事者	1	0	-	0	0	0
7	5	1.40	222,000	208,000	0	28 営業・販売事務従事者	7	1	7.00	1,300	1,200	0
0	1	-	0	0	0	29 外勤事務従事者	0	0	-	0	0	0
1	4	0.25	205,000	205,000	0	30 運輸・郵便事務従事者	2	1	2.00	1,310	1,230	0
0	3	-	0	0	180,000	31 事務用機器操作の職業	0	3	-	0	0	984
51	65	0.78	397,449	243,221	224,667	D販売従事者	141	34	4.15	1,228	1,203	1,155
26	44	0.59	307,004	217,488	197,273	32 商品販売従事者	135	33	4.09	1,223	1,203	1,152
4	2	2.00	462,000	245,000	0	33 販売類似職業従事者	6	0	-	1,283	1,200	0
21	19	1.11	434,387	260,838	300,000	34 営業職業従事者	0	1	-	0	0	1,200
333	127	2.62	291,043	235,714	196,471	Eサービス職業従事者	491	137	3.58	1,307	1,191	1,167
0	0	-	0	0	0	35 家庭生活支援サービス職業従事者	0	0	-	0	0	0
117	36	3.25	256,592	204,124	190,833	36 介護サービス職業従事者	114	26	4.38	1,278	1,172	1,121
17	5	3.40	195,625	188,693	215,000	37 保健医療サービス職業従事者	12	4	3.00	1,160	1,160	950
4	1	4.00	279,600	201,096	200,000	38 生活衛生サービス職業従事者	7	4	1.75	1,600	1,140	1,200
75	36	2.08	352,234	278,915	215,000	39 飲食調理従事者	93	51	1.82	1,307	1,185	1,190
102	39	2.62	295,892	246,631	192,727	40 接客・給仕職業従事者	239	34	7.03	1,361	1,225	1,136
1	3	0.33	0	0	0	41 居住施設・ビル等管理人	1	5	0.20	0	0	1,420
17	7	2.43	259,667	201,917	175,000	42 その他のサービス職業従事者	25	13	1.92	1,194	1,145	1,200
25	8	3.13	227,100	216,300	250,000	F保安職業従事者	24	6	4.00	1,167	1,167	1,220
0	0	-	0	0	0	43 自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44 司法警察職員	0	0	-	0	0	0
25	8	3.13	227,100	216,300	250,000	45 その他の保安職業従事者	24	6	4.00	1,167	1,167	1,220
17	27	0.63	310,050	209,550	192,500	G農林漁業従事者	26	19	1.37	1,319	1,190	1,154
9	21	0.43	274,500	225,000	184,000	46 農業従事者	26	15	1.73	1,319	1,190	1,170
3	0	-	345,600	194,100	0	47 林業従事者	0	4	-	0	0	1,143
5	6	0.83	0	0	206,667	48 漁業従事者	0	0	-	0	0	0
73	53	1.38	273,727	215,795	240,000	H生産工程従事者	74	30	2.47	1,411	1,221	1,161
0	2	-	0	0	190,000	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
3	2	1.50	0	0	0	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	0	1	-	0	0	0
0	1	-	0	0	250,000	51 機械組立設備制御・監視従事者	0	0	-	0	0	0
17	5	3.40	275,000	217,200	0	52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	2	3	0.67	0	0	0
17	19	0.89	228,490	200,400	228,000	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	67	16	4.19	1,429	1,225	1,140
7	8	0.88	218,525	199,250	180,000	54 機械組立従事者	1	2	0.50	1,169	1,169	1,225
26	8	3.25	318,533	224,567	320,000	55 機械整備・修理従事者	1	5	0.20	0	0	1,140
0	1	-	0	0	0	56 製品検査従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
1	2	0.50	290,000	250,000	180,000	57 製品検査従事者(金属製品を除く)	1	1	1.00	0	0	1,140
0	0	-	0	0	0	58 機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
2	5	0.40	273,600	216,600	350,000	59 生産関連・生産類似作業従事者	2	1	2.00	0	0	1,200
46	38	1.21	248,344	214,733	244,444	I輸送・機械運転従事者	25	18	1.39	1,258	1,252	1,130
0	0	-	0	0	0	60 鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
42	28	1.50	248,185	215,328	207,143	61 自動車運転従事者	21	13	1.62	1,208	1,200	1,120
0	1	-	0	0	500,000	62 船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	63 その他の輸送従事者	2	1	2.00	1,600	1,600	1,200
4	9	0.44	248,900	212,650	250,000	64 定置・建設機械運転従事者	2	4	0.50	1,211	1,211	1,120
77	19	4.05	436,685	247,933	216,667	J建設・採掘従事者	5	4	1.25	2,143	1,429	1,140
7	3	2.33	340,000	215,000	0	65 建設躯体工事従事者	1	0	-	2,143	1,429	0
37	6	6.17	465,126	267,677	225,000	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	1	4	0.25	0	0	1,140
3	4	0.75	400,000	200,000	200,000	67 電気工事従事者	0	0	-	0	0	0
30	6	5.00	442,880	243,050	0	68 土木作業従事者	3	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	69 採掘従事者	0	0	-	0	0	0
51	100	0.51	299,917	232,644	204,091	K運搬・清掃・包装等従事者	146	155	0.94	1,303	1,181	1,154
22	39	0.56	299,000	247,400	211,111	70 運搬従事者	26	24	1.08	1,660	1,168	1,162
17	27	0.63	327,836	208,576	220,000	71 清掃従事者	49	63	0.78	1,227	1,166	1,136
0	1	-	0	0	180,000	72 包装従事者	7	3	2.33	1,165	1,165	1,140
12	33	0.36	280,125	232,250	181,667	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	64	65	0.98	1,270	1,207	1,167

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。
❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス (令和8年4月分)

ハローワーク館山

グラフ 1 常用

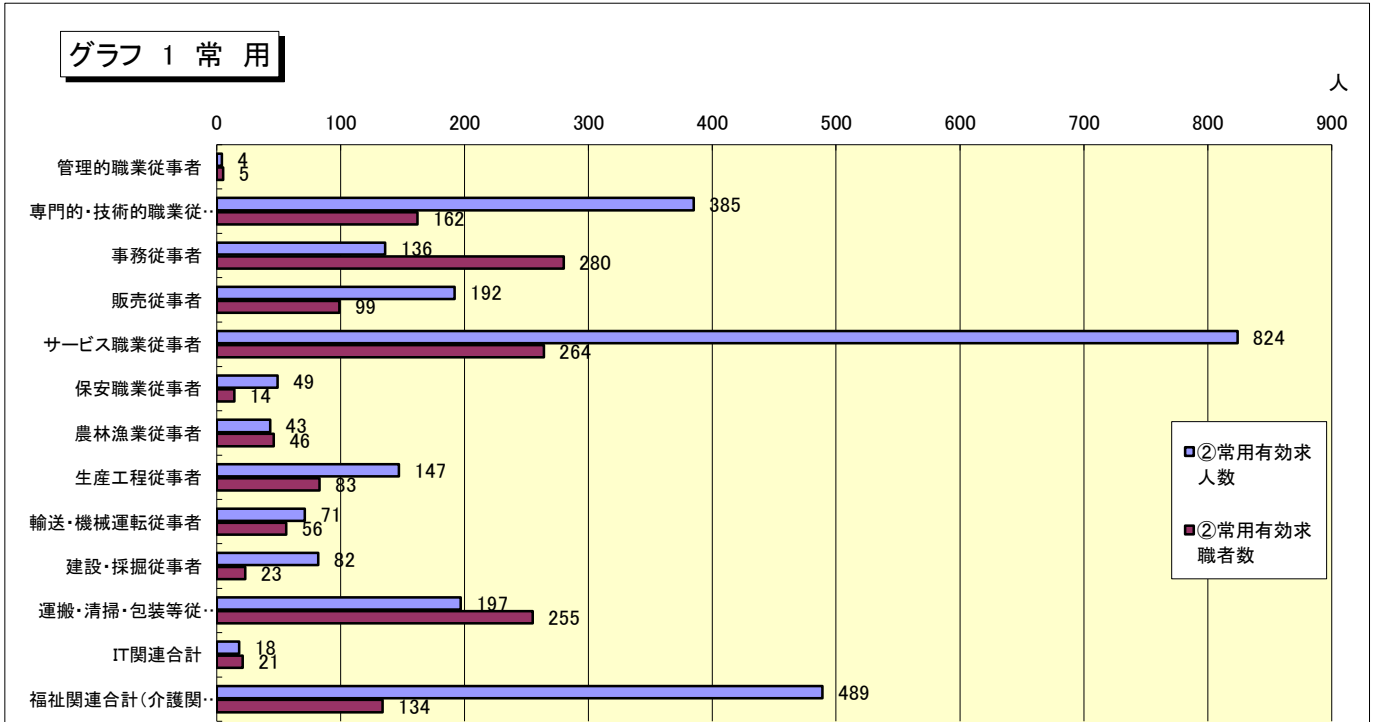
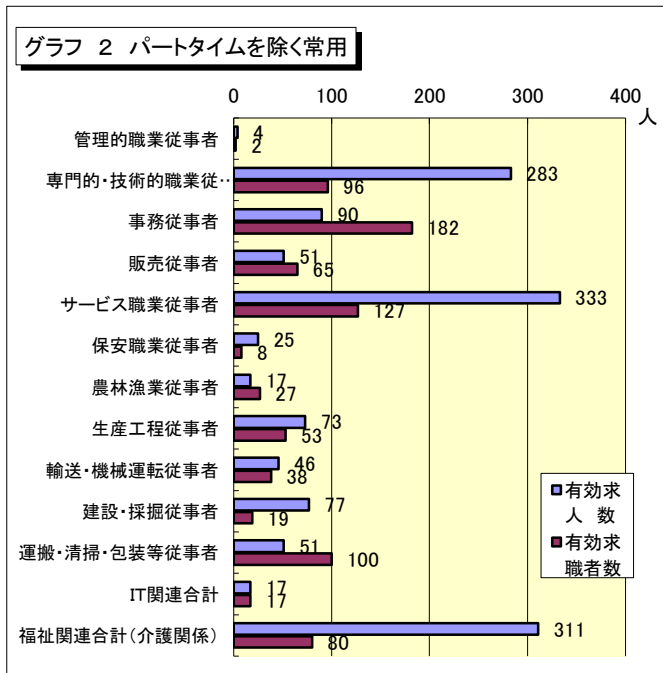


表 有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

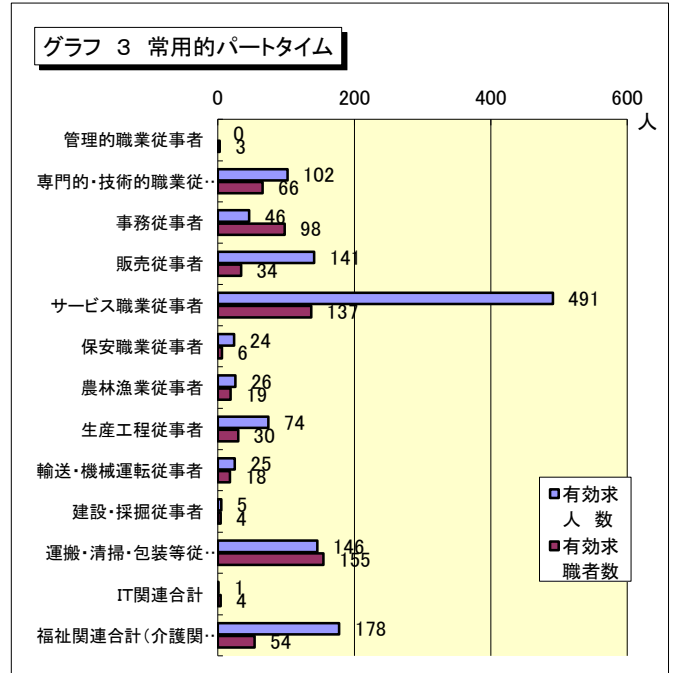
	②常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合計	2,130	1,287	1.66	1,050	717	1.46	1,080	570	1.89
管理的職業従事者	4	5	0.80	4	2	2.00	0	3	0.00
専門的・技術的職業従事者	385	162	2.38	283	96	2.95	102	66	1.55
事務従事者	136	280	0.49	90	182	0.49	46	98	0.47
販売従事者	192	99	1.94	51	65	0.78	141	34	4.15
サービス職業従事者	824	264	3.12	333	127	2.62	491	137	3.58
保安職業従事者	49	14	3.50	25	8	3.13	24	6	4.00
農林漁業従事者	43	46	0.93	17	27	0.63	26	19	1.37
生産工程従事者	147	83	1.77	73	53	1.38	74	30	2.47
輸送・機械運転従事者	71	56	1.27	46	38	1.21	25	18	1.39
建設・採掘従事者	82	23	3.57	77	19	4.05	5	4	1.25
運搬・清掃・包装等従事者	197	255	0.77	51	100	0.51	146	155	0.94
IT関連合計	18	21	0.86	17	17	1.00	1	4	0.25
福祉関連合計(介護関係)	489	134	3.65	311	80	3.89	178	54	3.30

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年4月分

ハローワーク館山

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	331,000	1,430
総合工事業	345,000	1,790
E 製造業	244,000	1,420
食料品製造業	228,000	1,500
繊維工業業	194,000	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-
印刷・同関連業	-	-
化学工業業	-	-
プラスチック製品製造業	-	-
金属製品製造業	246,000	-
生産用機械器具製造業	250,000	-
電気機械器具製造業	239,000	1,170
（民生用電気機器等）	-	-
（電子機器等）	-	-
輸送用機械器具製造業	250,000	-
（自動車・同附属品製造業）	-	-
（精密機械器具等）	-	-
その他の製造業	-	-
G 情報通信業	-	-
H 運輸業，郵便業	226,000	1,300
I 卸売業，小売業	281,000	1,220
卸売業	280,000	1,160
小売業	284,000	1,220
J 金融業，保険業	-	-
K 不動産業，物品賃貸業	-	1,550
M 宿泊業，飲食サービス業	272,000	1,260
宿泊業	281,000	1,270
飲食店	235,000	1,230
O 教育，学習支援業	260,000	1,290
P 医療，福祉	248,000	1,310
医療業	250,000	1,400
社会保険・社会福祉・介護事業	246,000	1,290
Q 複合サービス事業	265,000	1,240
R サービス業（他に分類されないもの）	253,000	1,250

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年1月～令和8年3月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分	年齢計	19歳	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳	対象者数 (単位:人)	
		以下	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上		
産業別	農業、林業、漁業	231	194	221	222	231	234	255	253	252	234	226	211	308
	鉱業、採石業、砂利採取業	261	0	0	220	275	290	0	178	452	220	247	300	15
	建設業	276	218	235	268	280	284	297	313	318	309	294	253	3,715
	製造業	269	197	217	247	258	282	284	297	309	309	267	238	2,364
	電気・ガス・熱供給・水道業	373	0	313	312	321	250	0	377	497	730	238	670	35
	情報通信業	339	0	243	285	343	314	450	456	424	405	389	440	264
	運輸業、郵便業	272	202	251	264	275	270	286	291	287	273	274	233	2,535
	卸売業、小売業	268	204	220	253	275	280	277	296	299	308	260	228	3,085
	金融業、保険業	251	0	203	231	262	255	262	253	247	327	338	182	248
	不動産業、物品賃貸業	276	174	235	262	280	257	298	288	316	398	238	183	427
	学術研究、専門・技術サービス業	285	235	223	263	280	304	296	328	309	353	236	309	714
	宿泊業、飲食サービス業	250	207	235	245	242	251	247	283	280	259	248	234	1,102
	生活関連サービス業、娯楽業	258	217	234	253	283	278	278	269	249	257	269	205	803
	教育、学習支援業	275	224	230	256	263	313	302	295	283	281	252	226	306
	医療、福祉	261	211	235	266	279	273	266	267	261	258	249	215	5,512
	複合サービス事業	227	0	223	223	251	265	219	229	219	254	0	135	55
	サービス業(他に分類されないもの)	249	208	228	251	254	260	273	256	265	273	224	195	2,163
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	287	0	234	264	200	355	271	276	352	270	312	323	64
職業別	専門的・技術的職業	292	217	245	283	297	296	307	305	314	309	299	251	4,691
	管理的職業	339	238	232	272	290	343	337	372	377	484	385	219	451
	事務的職業	270	205	231	257	281	275	273	278	281	300	265	271	3,228
	販売の職業	255	208	225	250	255	266	275	261	286	273	235	223	1,582
	サービスの職業	246	204	224	243	253	260	260	265	256	251	229	206	6,129
	保安の職業	229	245	230	239	239	253	246	234	255	233	224	189	248
	農林漁業の職業	222	194	219	212	224	228	237	250	228	209	222	196	259
	運輸・通信の職業	270	190	247	262	266	268	283	293	287	277	263	221	2,593
	生産工程・労務の職業	263	216	230	256	268	275	277	296	290	287	269	246	4,534
規模別	4人以下	265	227	238	267	273	269	271	280	280	279	260	227	3,133
	5～29人	263	211	229	258	266	264	275	286	286	279	260	233	8,215
	30～99人	268	206	233	254	266	276	280	285	286	292	273	223	4,940
	100～299人	266	210	230	251	273	279	283	286	287	285	260	215	3,443
	300～499人	276	210	233	260	292	300	296	309	289	276	267	236	1,187
	500～999人	269	198	233	266	276	285	289	274	278	291	253	193	1,430
	1,000人以上	271	189	224	266	302	327	298	277	274	268	228	230	1,367

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和7年3月卒業者]

千葉労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別			
		中 学	高 校	短 大	大 学
合 計		183	211	226	250
産 業 別	農業、林業、漁業	-	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	* 198	-	* 241
	建設業	* 172	228	236	268
	製造業	-	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	212	* 265	253
	情報通信業	-	220	213	243
	運輸業、郵便業	-	218	222	248
	卸売業、小売業	* 189	208	212	241
	金融業、保険業	-	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業	* 200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	-	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	* 195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	-	209	223	240
	教育、学習支援業	-	202	237	262
	医療、福祉	* 196	203	231	255
	複合サービス事業	-	200	* 213	227
	サービス業(他に分類されないもの)	-	218	218	246
	公務(他に分類されるものを除く)、その他	-	-	-	* 239
職 業 別	専門的・技術的職業	* 190	211	231	256
	管理的職業	-	215	226	298
	事務的職業	-	208	213	246
	販売の職業	-	211	216	244
	サービスの職業	* 203	208	227	241
	保安の職業	* 200	222	222	237
	農林漁業の職業	-	* 205	221	225
	運輸・通信の職業	* 190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	* 164	214	225	246
規 模 別	29人以下	* 171	211	227	243
	30人～99人	* 200	210	227	249
	100人～299人	-	210	226	248
	300人以上	-	213	224	251
対 象 人 員		12	2,666	2,107	6,228

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「-」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県の最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ 検索

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

